## (仮称)浜里風力発電事業計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社道北エナジーが、北海道天塩郡幌延町において、最大で総出力80,000kWの風力発電所を設置するものである。本事業は、現時点では系統連系への接続は確保されていないが、経済産業省の送電網整備実証事業による送電網の系統連系が期待される地域において実施されるものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の周辺は、ラムサール条約湿地であるサロベツ原野、国指定鳥獣保護区及び北海道指定鳥獣保護区、利尻礼文サロベツ国立公園等の保護地域等が集中し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種であるタンチョウやオオワシ、オジロワシのほか、鳥類ではヒシクイ、マガン、ハヤブサ等、植物ではエゾゴゼンタチバナ等の多数の絶滅のおそれのある動植物種が生息・生育する自然環境保全上、極めて重要な地域である。さらに、当該地域一帯は、環境省が実施する自然環境保全基礎調査において選定された特定植物群落、環境省が生物多様性の保全上重要な湿地として選定した日本の重要湿地500、日本の地形レッドデータブック等に基づく重要な地形・地質が広く分布している地域でもある。このため、本事業の実施に伴いこれらの環境保全上重要な地域及び重要な動植物や生態系等への影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が 設置済及び環境影響評価手続中であることから、累積的な環境影響が懸念される。

本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業 実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討が必要である。また、それらの検討経緯 及び内容については、方法書以降の図書に記載すること。

#### 1.対象事業実施区域の設定

- (1)対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の 程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。
- (2)以下の区域については、原則として除外すべきである。

自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」の区域 重要野鳥生息地(IBA)

なお、今後の方法書以降の手続きにおいて現地調査を行う場合は、科学的・客観的な詳細調査を行い、 は自然植生が現存する区域、 は が現存する区域を考慮した上で重要野鳥生息地(IBA)の選定基準と同等の区域を明らかにし、専門家等からの助言を踏まえ、これらの区域を除外すること。

## 2 . 各論

## (1)地形について

事業実施想定区域は、「日本の典型地形」(国土地理院)において「典型地形」とされている「稚咲内」に位置しており、地形改変による重大な影響が懸念される。このため、 風力発電設備及び取付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・ 配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、地形に関する調 査及び予測を行い、環境影響を評価し、重要な地形(砂丘・風紋)への重大な環境影響 を回避又は極力低減すること。

# (2)鳥類について

事業実施想定区域において、ヒシクイ、マガン、コハクチョウ等のガン・カモ類やオジロワシ、オオワシ等の猛禽類等の重要な種が確認されており、また、渡り時期にはヒシクイ、コハクチョウ等のガン・カモ類の集団飛来地となるラムサール条約湿地のサロベツ原野に隣接しており、本事業の実施により、これらの重要な鳥類及び渡りへの影響等が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するため、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。

また、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」 (平成24年12月、環境省自然環境局)の考え方も踏まえて行うこと。

事業実施想定区域及びその周辺には、多くの渡り鳥や猛禽類等の重要な種の餌場、越冬地、繁殖地等となっている河川、海岸等が広く分布しており、本事業の実施により、これらの重要な鳥類の生息環境の劣化等が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、以下を実施すること。

- (イ)サロベツ原野で越冬するコハクチョウや大規模なガン・カモ類等の渡りの経路及び 餌場への移動経路となっており、環境保全措置を講じたとしても、本事業の実施に伴 うこれら鳥類の飛翔経路の遮断による重大な環境影響が生じるおそれが極めて高い。 このため、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類の渡り等の移動経路下を避けるととも に、これら鳥類の飛翔経路の遮断による重大な環境影響がないよう可能な限り距離を 確保すること。
- (ロ)多数のオオワシ、オジロワシ等の海ワシ類の越冬や隣接する既設風力発電所におけるオジロワシの衝突が確認されており、環境保全措置を講じたとしても、本事業の実施に伴うこれら鳥類の生息地に対する重大な環境影響が生じるおそれが極めて高い。このため、オオワシ、オジロワシ等の海ワシ類のねぐらや餌場等の利用範囲を調査し、専門家等からの助言を踏まえ、それらの範囲や移動経路下は避けるとともに、これら鳥類の生息地に重大な環境影響がないよう可能な限り距離を確保すること。

# (3)動物(鳥類除く。)について

事業実施想定区域には、トウキョウトガリネズミ、コウモリ類等の哺乳類、コモチカナヘビ等の爬虫類、ゴマシジミ等の昆虫類等重要な動物が生息しており、本事業の実施により、これら重要な動物への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、これら重要な動物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの意見を聴取し、その助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、重要な動物の生息地の改変を回避又は極力低減するとともに、可能な限り当該生息地から距離を確保すること。

#### (4)植物について

事業実施想定区域には、エゾゴゼンタチバナ等の重要な植物の生育環境が存在しており、本事業の実施により、重要な植物への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な植物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの意見を聴取し、その助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、これら重要な植物種の生育地及び砂丘等の脆弱な自然環境の改変を回避又は極力低減するとともに、取付道路等の附帯施設の設置や、工事に必要な一時的な施設の設置及び本体工事による地形改変が最小となるよう配慮すること。

## (5) 生態系について

事業実施想定区域には、砂丘等の脆弱な自然環境や自然林等が存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、これら重要な生態系への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路や既に改変された区域等を活用することにより、砂丘等の脆弱な自然環境等の改変を回避又は極力低減すること。

## (6)景観について

事業実施想定区域では、本事業の実施により、利尻礼文サロベツ国立公園内に位置する幌延ビジターセンター等から利尻山への眺望景観が大きく改変される可能性があり、これらの重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮し、専門家等からの助言、地域住民やその他の利用者の意見を踏まえて予測及び評価をすること。その結果を踏まえ、幌延ビジターセンター等当該国立公園内の視点場から眺望される利尻山のスカイラインを切断する地点を回避するとともに、これら以外の主要な視点場からの重要な眺望景観については、垂直見込角を可能な限り小さくすること。

#### 3.事業計画の見直し

上記1.(2)並びに2.(2)~(6)により、重要な動植物及びその生息・生育地、生態系、並びに景観への影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業区域の見直しや基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

#### 4. その他

# (1)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置 を優先的に検討することがないようにすること。

#### (2)累積的な影響

本事業の事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済及び環境影響評価手続中であることから、これら風力発電設備等のうち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについては、明らかになっている情報に加え、今後

他事業者と協働して実行可能な範囲で共同調査等を行い、そこで得られた情報も考慮した上で、本事業との累積的な環境影響について予測及び評価をすること。